
十 勝 圏 複 合 事 務 組 合 中 間 処 理 施 設
整 備 ・ 運 営 事 業
入 札 説 明 書 等 に 関 する 質 問 書 へ の 回 答

(令和5年4月3日公表回答 以外)

令和5年4月7日

十 勝 圏 複 合 事 務 組 合

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第1章	3	(1)	ク 敷地の範囲、工事範囲及び所掌区分 (7) 敷地の範囲	「組合が所有する敷地の範囲は「添付資料1 配置平面図（配置例）」の通りである。」とありますが、敷地境界線の種別は西面のみが隣地境界線で、北面、東面及び南面は道路境界線と理解してよろしいでしょうか。また、敷地の範囲を示すCADデータをご提供いただけませんか。	お見込みのとおりです。 【追加資料1】 図面（CADデータ）を提供します。
2	6	第2章	1	(1)	ア 一般概要 (ウ) 大型・不燃ごみ処理施設の概要 a 施設規模	大型・不燃ごみ処理施設の処理能力61t/日の内訳を御教示頂けないでしょうか。 また、処理能力については要求水準書P19 表2-18の月別変動係数を考慮された上で設定されている能力と認識してよろしいでしょうか。	大型ごみ17t/日、不燃ごみ44t/日となります。 また、処理能力についてはご認識のとおりです。
3	7	第2章	1	(1)	ア 一般概要 (ウ) 大型・不燃ごみ処理施設の概要 b 処理方式	処理方式にて、大型不燃ごみの選別は「粗破碎、細破碎、磁力選別、可燃物選別、不燃物選別、アルミ選別、保管」、不燃ごみの選別は「破袋、選別、粗破碎、細破碎、磁力選別、可燃物選別、不燃物選別、アルミ選別、保管」の記載がありますが、破碎不燃物を問題なく焼却処理可能な場合は、当該対象物に係るフローについては事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書P.16 表2-11 飛灰処理物の溶出基準を満足できれば提案を可とします。
4	7	第2	1	(1)	ア 一般概要 (ウ) 大型・不燃ごみ処理施設の概要 d 処理条件 (a)大型可燃ごみライン	解体作業に必要な面積や作業人員を計画するため、スプリング入りマットレスの年間及び月毎の発生量（枚数）を御教示頂けないでしょうか。	搬入枚数については、10枚/日程度であり、約3,000枚/年程度となっています。
5	8	第2章	1	(1)	イ 建設事業者の業務概要 (ウ) 確認申請	「建築確認（計画通知）等」とありますが、設計期間の検討のため、確認申請または計画通知のどちらの手続きとなるか、ご教示願います。	確認申請になります。
6	8	第2章	1	(1)	イ 建設事業者の業務概要 (ウ) 確認申請	当建築確認申請は計画通知となりますか。もしくは民間検査機関への建築確認申請が可能でしょうか。	No.5の回答を参照してください。
7	8	第2章	1	(1)	イ 建設事業者の業務概要 (オ) d 関連設備の整備等	「予期しない地中障害物が確認された場合は・・・これに係る費用は組合の負担とする。」とありますが、工期についてもご協議頂けますでしょうか。	工期についても協議を行います。
8	10	第2章	1	(3)	ア 建設用地の概要	「想定浸水深3.5m～5.7m程度の区域を含んでおり」とありますが、最大想定浸水深5.7mは標高何mに相当するかをご教示いただけませんか。	要求水準書 添付資料5 令和3年度新中間処理施設整備地質調査業務委託報告書 P.4 現況地盤高は44mとなります。
9	10	第2章	1	(3)	ア 建設用地の概要	「建設用地は、想定浸水深:3.5m～5.7m」とは、平坦ではない現状地盤面からの浸水高さとの理解でよろしいでしょうか。 また、最大浸水高さの考え方について以下に示す考え方で宜しいでしょうか。 建設用地内の最高地盤高は要求水準書添付資料5より46m程度になると想定されます。 建設用地内の最高地盤高における想定浸水深は3.5mであることから最大浸水高さは49.5m程度と考えます。	No.8の回答を参照してください。
10	10	第2章	1	(3)	ア 建設用地の概要	「建設用地は「添付資料1 配置平面図（配置例）」に示すとおりである。」との記載ですが、建設用地敷地のCADデータは頂けないでしょうか。	【追加資料1】 図面（CADデータ）を提供します。
11	10	第2章	1	(3)	ウ 計画地盤高	「計画地盤高は、区域内の整地程度とし、区域外へ雨水が流出することがないように計画する。」とありますが、現状地盤高より30cmを超える盛土等をする場合、都市計画法第29条第1項三号の適用により「開発許可」は不要と考えてよろしいでしょうか。	帯広市都市環境部都市建築室建築開発課で確認してください。
12	10	第2章	1	(3)	ウ 計画地盤高	「計画地盤高は、区域内の整地程度とし、区域外へ雨水が流出することがないように計画する。」とありますが、周辺道路の標高がわかる資料をご提供いただけませんか。	建設地の現況地盤高については、要求水準書 添付資料5 令和3年度新中間処理施設整備地質調査業務委託報告書 P.4でご確認ください。 周辺道路の標高については、各道路管理者へ問い合わせてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	10	第2章	1	(3)	ウ 計画地盤高	計画地盤高は、区域内の整地程度とし、区域外へ雨水が流出することがないように計画する。また、残土については発生しないように区域内使用を計画する。造成等において盛土等が不足する場合は、土砂の確保は組合が行うが運搬については建設事業者が行うこととする。なお、土量については、組合との協議とする。について、貴組合に確保いただける土砂を事業者にて運搬するにあたり土砂の運搬元の場所をご教示ください。また事業者の必要な時期に必要な量を確保頂けると理解してよろしいでしょうか。	運搬元は、鈴蘭公共残土一時堆積場（住所：音更町下音更北5線西18番地）となります。 必要となる土の確保量と時期については、組合と事前に協議することで対応可能となります。
14	10	第2章	1	(3)	ウ 計画地盤高	「造成等において盛土等が不足する場合は、土砂の確保は組合が行うが運搬については建設事業者が行うこととする。なお、土量については、組合との協議とする」とあります。供与場所での作業所掌については以下の理解でよろしいでしょうか。 ・土の準備・・・貴組合 ・土の輸送車両への積込作業及び積込用機械の準備・・・貴組合 ・土の運搬及び運搬車両の手配・・・建設事業者	作業所掌は以下のとおりです。 ・土の準備・・・組合 ・土の輸送車両への積込作業及び積込用機械の準備・・・建設事業者 ・土の運搬及び運搬車両の手配・・・建設事業者
15	10	第2章	1	(3)	ウ 計画地盤高	造成等において盛土等が不足する場合は、土砂の確保は組合が行うが運搬については建設業者が行うこととする。なお土量については、組合との協議とするとありますが、土砂を確保する場所や購入の費用を教えてくださいませんか。	No. 13の回答を参照してください。 購入土ではありません。
16	10	第2章	1	(3)	オ 土地利用規制 (7)都市計画地域	オ（ア）（今後「ごみ焼却場」として都市計画決定予定）に関して都市計画決定時期をご教示ください。建築確認申請など事業者にて許認可手続きを行う前に完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	都市計画決定の時期は、令和6年2月を予定していますので、手続き等の時期については、事業者で判断してください。
17	11	第2章	1	(3)	カ 敷地周辺設備 (7)電気	特高ケーブルの引き込みの所掌範囲は以下の考えでよろしいでしょうか。 ①特高ケーブル管路工事 ガントリー等の引込用鉄塔付近を取り合い点として事業者が特高受電盤までの埋設管路及び必要に応じてハンドホール等を施工し、引込用鉄塔は電力会社所掌。 ②ケーブル敷設・接続工事 電力会社が電力鉄塔から特高受電盤の1次側端子部までケーブルを敷設及び端末処理接続。	要求水準書のとおりとしますが、詳細は電力会社との協議により決定します。
18	11	第2章	1	(3)	カ 敷地周辺設備 (4)用水	給水計画のため、上水の引き込み母管の口径および採水可能量についてご教示ください。	上水の口径については、要求水準書 添付資料5 令和3年度新中間処理施設整備地質調査業務委託報告書 P.4でご確認ください。 また、受水については事前に帯広市上下水道部技術室水道課で事前に協議してください。
19	13	第2章	1	(4)	キ 搬出車両	最終処分場への運搬について、主灰と飛灰処理物、処理不適物の混載運搬の提案は可能でしょうか。不可の場合、搬出物個別専用車両ではなく同一車両での運搬提案は可能でしょうか。 また、指定最終処分場の主灰、飛灰処理物、処理不適物の受入基準がございましたらご教示願います。	混載は不可としますが、搬出物個別専用車両ではなく同一車両での運搬の提案を可とします。 受入基準については、事業者決定後の実施設計時に最終処分場の管理事業者との協議となります。
20	17	第2章	1	(5)	イ 計画処理量 表2-15 計画処理量	大型ごみ 3,282t/年の大型可燃ごみと大型不燃ごみの割合及びそれぞれの単位体積重量について、ご教示願います。	大型可燃ごみと大型不燃ごみの割合は要求水準書P.17のとおりです。単位体積重量は、組合ではデータを持ち合わせていないため貴社の経験から検討ください。なお、施設計画図書においては、貴社にて設定した数値を明記してください。
21	17	第2章	1	(5)	イ 計画処理量 表2-15 計画処理量	「表2-15 計画処理量」記載の大型ごみについて、単位体積重量は0.13t/m3とありますが、大型不燃ごみ・大型可燃ごみどちらも単位体積重量は同じとの解釈でよろしいでしょうか。	大型ごみの単位体積重量については、組合ではデータを持ち合わせていないため、参考として設定させていただいているものです（不燃ごみも同様となります。）。 大型不燃ごみ、大型可燃ごみの各単位体積重量については、No. 20の回答を参照してください。
22	18	第2章	1	(5)	エ 計画ごみ質	表2-16にて示されている組成のうち、蛍光管・乾電池・アルミニウム・鉄屑・被覆銅線については、一般持込され一時保管されるものや受入ヤードや異物除去コンベヤで選別、回収されるものであり、破碎対象ごみには含まれないものという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	18	第2章	1	(5)	オ 大型ごみの最大寸法	大型ごみの最大寸法は一辺2m以内。とありますが、これは施設への持ち込みが可能なごみ最大寸法であり、機械設備としての受入許容寸法としては、幅および奥行については2mを確保するものとし、高さについては投入前に適切な前処理を行うことでの事業者提案とさせていただきます。	適切な前処理を行うことを前提に、要求水準書を上回る提案を可とします。
24	19	第2章	1	(5)	ク 資源物搬出車両	処理不適物の業務範囲として運搬までと記載がありますが、運搬先及び運搬先までの距離を御教示頂けないでしょうか。	最終処分場「うめ〜るセンター美加登」までの運搬をお願いします。 住所：〒089-3155 北海道中川郡池田町字美加登279番10
25	19	第2章	1	(5)	ク 資源物搬出車両 表2-17 鉄、アルミ等の搬出物の搬出形態	大型・不燃ごみ処理施設の作業高さを検討するため、鉄屑の搬出に用いる「10t (11t) ヒップ (ローダー) クレーン」の諸元をご教示願います。	車両寸法 【キャブオーバ】 L:1,197cm W:249cm H:350cm 最大積載量:13000kg 車両重量:11780kg
26	19	第2章	1	(5)	ク 資源物搬出車両 表2-17 鉄、アルミ等の搬出物の搬出形態	蛍光灯、水銀製品、乾電池、二次電池 搬出形態 35tセミトレーの諸元及び、ドラム缶の車両への積込方法をご教示願います。(バンセミトレーへの積載方法)	車両寸法 【トラクタ】 L:677cm W:249cm H:317cm 最大積載量:11500kg 車両重量:8380kg 【バンセミトレー】 L:1,298cm W:249cm H:377cm 最大積載量:25700kg 車両重量:10210kg 現在の積込み方法について、フォークリフトを使用しています。
27	21	第2章	1	(5)	シ 公害防止基準 (カ) 作業環境基準	手選別室ではごみを選別する作業を行いますので、作業環境基準はプラントホーム、機械室と同様に作業所として頂けないでしょうか。	手選別室は、作業所として扱うものとします。
28	21	第2章	1	(6)	ア 関連する法令の遵守 (シ) 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)	土壌汚染対策法における調査費は、見込むものと考えて宜しいでしょうか。もしも、対策が必要となった場合の費用は、別途と考えて宜しいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
29	25	第2章	1	(7)	カ 工事 (イ)	近隣住民への周知・説明を行うのはいつ頃を想定されてますでしょうか。	本契約以降を想定しています。
30	26	第2章	1	(7)	ク 環境保全	「掘削土砂は、敷地配置計画等により、建設用地内で利用し、残土を発生させないものとする。」とありますが、杭の工法によっては杭残土が発生します。造成利用が困難な杭残土については産業廃棄物として場外搬出してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	26	第2章	1	(7)	コ 別途工事との調整	「敷地内において組合が発注した別途工事がある場合は、その工事の請負事業者との調整を率先して行い、その工事が円滑に施工できるよう協力すること」とありますが、現時点で想定されている当該工事がございますらご教示願います。	現時点にて想定する工事はありません。
32	28	第2章	1	(7)	ソ 材料及び機器 (ウ)	「a 本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む。)を確実に満足できること。」と記載ありますが、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績をもつ工場であれば、ボイラ及びプラント鉄骨等を海外でも製作できるものと解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、海外調達材料、機器等を使用する場合は、事前に組合の承諾を受けるものとします。
33	28	第2章	1	(7)	ソ 材料及び機器 (ウ)	「b 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に準じた材料や機器等であること。」と記載ありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと解釈して宜しいでしょうか。	No. 32の回答を参照してください。
34	28	第2章	1	(7)	ソ 材料及び機器 (ウ)	「b 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に準じた材料や機器等であること。」と記載ありますが、と記載ありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材については海外で調達し使用できるものと解釈して宜しいでしょうか。	No. 32の回答を参照してください。
35	28	第2章	1	(7)	ソ 材料及び機器 (ウ)	「c 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」と記載ありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと解釈して宜しいでしょうか。	工場検査については、原則として国内で実施することとしております。特別な事由により、やむを得ず海外で実施する場合の検査に係る組合職員の費用については、受注者と協議します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
36	31	第2章	1	(9)	イ 仮設工事 (オ)	「組合と協議の上、建設事業者の所掌で工事監理者用の現場事務所を設置する」とありますが、貴組合用の事務所は設置しないものと考えてよろしいでしょうか。 貴組合用の事務所が必要な場合、工事管理者用現場事務所と同等仕様とすることの可否と使用人数をご教示願います。	組合用の事務所は設置不要です。
37	31	第2章	1	(9)	イ 仮設工事 (オ)	工事監理者用の現場事務所の設置時期は、造成工事完了後、本体工事着工前と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	31	第2章	1	(9)	イ 仮設工事 (カ)	30名程度が収容可能な会議室は、事業者使用の会議室と兼用でもよろしいでしょうか。使用頻度等をご教示願います。	兼用可とします。定例会議や設計協議等に使用する予定です。
39	32	第2章	1	(10)	ウ 長期安定稼働試験 (ア) 長期安定稼働試験の実施方法 b	大型・不燃ごみ処理施設の長期安定稼働試験において連続運転中に非常停止、緊急停止による処理システムの停止があってはならない、とありますが、手選別作業員の危険回避等を目的とする安全確保上の理由による非常停止や、事業者の善良なる管理者の注意義務をもってしても除去しきれなかった処理不適物に起因する炎検知や爆発検知時の設備保護のための緊急停止など、プラント機器の故障に起因しない非常停止や緊急停止については、ここでいう処理システムの停止にはあたらないものとしてお認め頂けないでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、詳細は受注者と協議により決定します。
40	34	第2章	1	(10)	オ 保証事項 (イ)性能保証事項 表2-22 焼却処理施設の引渡性能試験方法	排ガスの項目で、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、一酸化炭素について、試料採取回数「炉毎に2回/箇所/日以上」とありますが、測定時間の都合上、1号炉、2号炉を2日に分けて測定する計画とし「炉毎に2回/箇所以上」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
41	35	第2章	1	(10)	オ 保証事項 (イ)性能保証事項 表2-22 焼却処理施設の引渡性能試験方法 熱しゃく減量	熱灼減量のサンプリングについては、平成29年4月30日に発行されました「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」により、熱灼減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しゃく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」又は「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加わりました。本要領に則り、仕様書に記載の「主灰を搬出する装置の出口付近」での湿灰のサンプリングではなく、加湿前の乾灰をサンプリング・分析する計画にて対応することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	36	第2章	1	(10)	オ 保証事項 (イ)性能保証事項 表2-22 焼却処理施設の引渡性能試験方法 騒音・振動	騒音・振動について、測定回数「各時間区分の中で1回/箇所/日以上」とありますが、データ取得に長時間かかることから、2日間にまたがって時間区分（騒音：4区分、振動：2区分）ごとに4地点を測定し、計16回を測定すると考えてよろしいでしょうか。	騒音計16回、振動計8回の測定とします。
43	36	第2章	1	(10)	オ 保証事項 (イ)性能保証事項 表2-22 焼却処理施設の引渡性能試験方法 粉じん	粉じんについて、測定回数「2回/箇所/日以上」とありますが、データ取得に長時間かかることから、2日間にまたがって居室及び作業所の測定をすると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
44	39	第2章	1	(10)	オ 保証事項 (イ)性能保証事項 表2-23 大型・不燃ごみ処理施設の引渡性能試験方法 作業環境中粉じん濃度	作業環境中粉じん濃度の測定場所として、手選別室が居室となっていますが、手選別室ではごみを選別する作業を行いますので作業所として頂けないでしょうか。	N0. 27の回答を参照してください。
45	42	第2章	2	(1)	ア (エ)	帯広市中島地区土地利用構想を踏まえ、道道帯広新得線道路境界線より30m の位置までは緑地を設置する。について、道道帯広新得線道路より進入のため構内道路配置となりますが、構内通路などは配置しても可との理解でよろしいでしょうか？設置不可な行為や工作物などの指定があればご教示ください。	構内通路の設置は可とします。 駐車場やトイレ等の構造物は不可であり、園路やベンチ、芝で掘りこみのような調整池は可とします。
46	43	第2章	2	(1)	イ 計量検収 (カ) 表2-24 搬入から退場の手続き	ごみを搬入する車両は2回計量との記載ですが、現施設では登録車両の計量は1回計量になっていると思慮します。 登録車両の計量は1回計量とさせて頂けないでしょうか。2回計量する目的があれば、ご教示願います。	正確な搬入量を計測するため、全ての車両を2回計量とします。
47	43	第2章	2	(1)	イ 計画検収 (キ) 表2-25 入場から退場の手続き（資源搬出車等）（現状）	表2-17では破砕鉄および破砕アルミ・アルミニウム製品の事業者業務範囲は積込までとなっております。一方で表2-25では同搬出物の搬出者は運営事業者となっております。表2-17が正と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
48	43	第2章	2	(2)	ア 火災対策 (7)	「本件施設での火災に対応するため、消防の用に供する設備、消火活動上必要な設備、防火水槽、消防用水、自動放水装置等より構成される消防設備を整備する。」とありますが、防火水槽及び消防用水は消防法及び都市計画法で定められている基準を元に可否を判断し、仕様の決定をするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	44	第2章	2	(2)	イ 地震対策 (7)	「耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類（重要度係数を 1.25）、建築非構造部材 A 類の外部及び特定室～」との記載ですが、「外部及び特定室」はどのような意味でしょうか。誤字かと思われませんが如何でしょうか。	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3 年版 一般社団法人 公共建築協会P.29」の「表2.1.2 耐震安全性の目標」における建築費構造部材の分類「A類の外部及び特定室」が該当することを意味しています。
50	44	第2章	2	(2)	イ 地震対策 (エ)	設備・機器類については、火力発電所の耐震設計規程（指針）、建築設備耐震設計・施工指針等に準拠するとの記載ですが、両者のどちらを適用するか基準はありますか。	プラント設備・機器の耐震設計基準の考え方は、以下を想定しています。 (1) 大型機器の支持架構 ・「建築基準法・同施行令」にて規定された保有水平耐力計算を実施。 ・ボイラ架構及び蒸気復水器架台等が該当。 (2) その他プラント機器の支持架台 ・火力発電所の耐震設計規程（震度法）による構造計算を実施。（保有水平耐力計算は実施しない） ・(1)以外のプラント機器の支持架台（比較的小型となるもの）が該当。
51	45	第2章	2	(2)	イ 地震対策 (エ)	配管サポート等については、耐震性に優れたものとし、構造計算書や耐震計算書を組合に提示し承諾を得るとの記載ですが、プラント全体のサポート点数は膨大になります。計算書の提示につきましては、代表的なサポートを抜粋し、計算書を提示とさせて頂けないでしょうか。	基本的に提案を可としますが、詳細は受注者と協議の上、決定します。
52	45	第2章	2	(2)	イ 地震対策 (エ)	保有水平耐力計算を行い、建屋建築構造と比較することとの記載がありますが、どの項目を比較すべきか具体的にご提示頂きたいです。	プラント設備の大型機器の支持架構において、保有水平耐力計算を実施をして、建屋建築構造との比較（同等であることの確認）のため、各階のQu/Qunを算出し、1.25以上であることを確認することを想定しています。
53	45	第2章	2	(2)	イ 地震対策 (カ)	煙突は想定される地震動を標準波に追加して構造計算を行う。とありますが本項は独立煙突の場合の内容と推察します。本件はP'74にて建屋一体型と指定があるため適用外と考えてよろしいでしょうか。	No. 54の回答を参照してください。
54	45	第2章	2	(2)	イ 地震対策 (カ)	「煙突は想定される地震動を標準波に追加して構造計算を行う。」とありますが、この記載内容は、煙突の設計を大臣認定による時刻歴応答解析による設計とする場合に適用するという認識でよろしいでしょうか。時刻歴応答解析を行わない場合は、23頁_第2章_1_(6)_イ_(ネ)に記載の煙突構造設計指針に準拠した設計を行うものと理解してよろしいでしょうか。	「(カ)煙突は想定される地震動を標準波に追加して構造計算を行う。」の記述内容は、指定構造計算適合性判定機関による適合判定を受ける際、判定機関の指示に従うことを示したものです。
55	45	第2章	2	(2)	ウ 浸水対策 (7)	(ウ) 浸水水位までRC構造とし とありますが、対象になる建築物は、工場棟と管理棟でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、計量棟や一般持込ヤード（工場棟と別棟とする場合）も、必要と考える浸水対策を行ってください
56	46	第2章	2	(2)	エ 寒冷地対策 (7)	「炉室内、地下階及び復水器室、その他機器冷却水を使用する部屋等の凍結対策が必要な諸室（空間）に蒸気による暖房設備を設ける」とありますが、蒸気のほか、抽気蒸気を熱源とする温水や、配管に対する電気ヒータ設置など、凍結対策の方法については場所に適した方法を事業者にて提案させて頂けないでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
57	46	第2章	2	(2)	エ 寒冷地対策 (7)	ブラットホームに暖房設備（ストリップヒーターによる輻射暖房システム等）を設けるほか、冬季における設備機器の凍結対策として、炉室内、地下階及び復水器室、その他機器冷却水を使用する部屋等の凍結対策が必要な諸室（空間）に蒸気による暖房設備を設ける。に関して熱源を蒸気以外とすることも事業者にて提案可としてよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
58	46	第2章	2	(2)	エ 寒冷地対策 (七)	「その他、「官庁施設の積雪・寒冷地設計基準及び同要領（北海道開発局営繕部）」に従うものとする。」とありますが、本基準は15年以上前の基準であり、かつ現状廃版となっております。そこで本基準については対象外として、他の(ア)から(イ)の記載事項を踏まえて寒冷地対策を提案させて頂くことでよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、「官庁施設の積雪・寒冷地設計基準及び同要領（北海道開発局営繕部）」も参考とし、必要な対策を検討することとしてください。
59	46	第2章	2	(2)	オ 施設搬入車両等に対する混雑・渋滞対策 (八)	「ホームページ上でリアルタイムの混雑状況等が確認できるようにする。」とありますが、確認する方法は事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	47	第2章	2	(3)	その他工事との調整	「建設用地とその周辺にて、本事業以外の工事が生じた際には、工程等に配慮するとともに組合に協力し、別途工事業者と調整を行う。その他、別途工事が発生した場合には、各工事と調整し、施工する。」とありますが、現時点で想定されている周辺での工事がございましたらお教えてください。	現時点では想定する工事はありません。
61	47	第2章	3	(1)	ア 歩廊、階段等 (イ)	歩廊は、2方向避難の確保のため、行き止まりにしないとの記載ですが、通行が想定される主要な歩廊という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	48	第2章	3	(1)	ウ 機器、配管等 (ロ)	「ポンプは交互運転が可能にできるようにする」とありますが、排水等の水中ポンプ等は寿命が短くなるのを避けるため、倉庫予備として、交互運転は適用しないことでよろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
63	51	第2章	3	(2)	イ プラットホーム (オ) 主要項目 a 幅員(有効)	a 幅員(有効) 【20】m以上 との記載がありますが、投入扉車止めから壁面までの長さが20m以上という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	51	第2章	3	(2)	イ プラットホーム (カ) 特記事項 n	ごみピット火災に備えた消火栓を必要数設置する。に関して、P54ごみピットには放水銃を設置とあります。本項は削除もしくは消火栓を放水銃と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	消火栓と放水銃をそれぞれ設置してください。
65	53	第2章	3	(2)	カ ごみピット (キ) 特記事項 a	ピットの奥行き寸法について、受入ピットと貯留ピットの2段ピットを採用する場合、混合・攪拌作業を主に貯留ピットにて行うため、貯留ピットにてバケット開き寸法の2.5倍を確保するものとして宜しいでしょうか。なお、受入ピットは一時貯留を目的としており1.5倍とします。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
66	53	第2章	3	(2)	カ ごみピット (キ) 特記事項 d	ごみクレーン受梁以上の高さまで鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造とすること」とありますが、耐震的には建物上部の重量が軽くなる方が有利となる事、弊社で導入実績が複数あることから「ごみピット上端より上部を鉄骨造とする」提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
67	56	第2章	3	(2)	ク 脱臭装置 (ク) 特記事項 b	(エ)特記事項bにて「1炉停止期間以上の連続運転を有するもの」とありますが、1炉停止期間においても、ごみピット内の空気を燃焼用空気を利用することで十分な臭気対策が可能となる場合は、この限りではないと考えてよいでしょうか。	炉停止期間中、十分な臭気対策が可能の場合、提案を可とします。
68	56	第2章	3	(2)	ク 脱臭装置 (ク) 特記事項 b	「1炉停止期間以上の連続運転能力を有するものとする」との記載がありますが、1炉停止期間にはもう1炉が稼働しており、その燃焼空気量がごみピット内の必要換気回数（必要換気風量）：弊社標準を満足するため、1炉運転時には原則脱臭装置を稼働しません。そのため、「全炉停止期間以上の連続運転能力を有するものとする。」としてもよろしいでしょうか。	NO.67の回答を参照してください。
69	56	第2章	3	(2)	ケ 薬液噴霧装置	薬液噴霧装置は経済性や利便性を考慮して、その機能確保を前提に、ポータブルの可搬式を可とさせて頂けないでしょうか。また、弊社実績では防虫剤はほぼ使用の必要がありません。防虫剤の設置につきましては事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
70	57	第2章	3	(3)	ア ごみ投入ホッパ・シュート (カ) 特記事項 b	「ブリッジ解除装置を備える。」と記載がありますが、ブリッジ解除装置は、事業者において十分な実績がありブリッジ解除機能も備えたごみ投入ホッパゲートとの兼用でもよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
71	59	第2章	3	(3)	エ 燃焼装置駆動用油圧装置 (オ) 特記事項 a	「ホッパーゲート、ブリッジ解除装置」と記載がありますが、ブリッジ解除装置は、事業者において十分な実績がありブリッジ解除機能も備えたごみ投入ホッパーゲートとの兼用でもよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
72	60	第2章	3	(3)	カ 落じんホッパシュート (ウ) 主要項目 a 主要材質	材質SS400とありますが、要求水準書P.28 ソ.ウ 海外調達材料、機器等を使用する場合～に記載している内容を遵守することを条件で、SS400相当材の海外調達品としてもよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照してください。
73	60	第2章	3	(3)	カ 落じんホッパシュート (エ) 付属品	付属品にタール・溶融アルミ除去装置とありますが、弊社の長年にわたるストロカ設備においてタール・溶融アルミによる特段の問題は発生しておりません。ほか弊社が運転管理を受託している施設においても同様です。従い、タール・溶融アルミの付着、堆積が進行し難い、事業者実績が十分にあるシュート寸法、シュート角度を採用することで、当該装置の採用は事業者提案とさせていただきます。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
74	60	第2章	3	(3)	キ 主灰ホッパシュート (ウ) 主要項目 a 材質	材質水封部及び上部2mをSUSと記載ありますが、事業者実績のライフサイクルコストから、材質、板厚については事業者提案とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。
75	60	第2章	3	(3)	キ 主灰ホッパシュート (エ) 付属品	付属品にブリッジ検出装置、ブリッジ解除装置と記載ありますが、多くの施設納入実績を元に、ブリッジの発生しない開口寸法及び角度を有する十分な実績のあるシュートを採用することにより、当該装置の採用は事業者提案とさせていただきます。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
76	60	第2章	3	(3)	キ 主灰ホッパシュート (オ) 特記事項 a	「aホッパは左右非対称と・・・。」と記載ありますが、左右非対称とした場合、灰中の不燃物等の偏りが発生し、下流の灰搬送機器に悪影響がでる懸念があります(納入施設においてトラブル事例あり)。従い、多くの施設納入実績を元に、事業者にて十分な実績のあるブリッジが発生しない開口寸法及び角度を有するシュートを採用することにより、本項目は事業者提案とさせていただきます。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
77	61	第2章	3	(4)	ア 廃熱ボイラ本体 (エ) 付属品	廃熱ボイラ本体の付属品として「炉内監視窓」がありますが、焼却炉と廃熱ボイラの構造によっては、焼却炉に「炉内監視窓」を設置してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
78	63	第2章	3	(4)	オ ボイラ給水ポンプ (イ) 数量	ボイラ給水ポンプの数量は「4基(内、交互運転用2基)」と記載がありますが、事業者実績に基づき、安定稼働とLCC最小化を両立する適切な数量の提案をご了承いただけませんかでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
79	63	第2章	3	(4)	オ ボイラ給水ポンプ (イ) 数量	40項に関連して、脱気器を共通設備とすることをお認め頂ける場合は、ボイラ給水ポンプを共通設備として2基(内、交互運転用1基)とする提案をしてもよろしいでしょうか。	No.78の回答を参照してください。
80	64	第2章	3	(4)	カ 脱気器 (イ) 数量	各炉ごとに脱気器を設置する場合、施設の立ち上げ下げ時の操作の煩雑化、機器点数増加による維持管理費増加が見込まれます。操業計画の工夫により問題なく整備できること、同様のフローでの導入実績がある事から、脱気器は各炉ごと(2基(1基/炉))でなく、共通設備として1基とする提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
81	64	第2章	3	(4)	カ 脱気器 (イ) 数量	脱気器に関して「数量 2基(1基/炉)」となっていますが、弊社納入施設実績では2炉で1基の構成のものが多く、1基でも十分に運用が可能ですので、1基にて提案してよろしいでしょうか。	No.80の回答を参照してください。
82	64	第2章	3	(4)	キ 脱気器給水ポンプ (イ) 数量	40項に関連して、脱気器を共通設備とすることをお認め頂ける場合は、脱気器給水ポンプを共通設備として2基(内、交互運転用1基)とする提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
83	64	第2章	3	(4)	キ 脱気器給水ポンプ (イ) 数量	脱気器給水ポンプの数量は「4基(内、交互運転用2基)」と記載がありますが、事業者実績に基づき、安定稼働とLCC最小化を両立する適切な数量の提案をご了承いただけませんかでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
84	65	第2章	3	(4)	キ 脱気器給水ポンプ (カ) 特記事項 b	「ボイラ水張り用として本ポンプからエコノマイザ入口給水管への配管を設ける」とありますが、供給が可能であればボイラ水張り用のポンプは純水移送ポンプ等としてもよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
85	66	第2章	3	(4)	コ 高圧蒸気だめ (イ) 数量	各炉ごとに高圧蒸気だめを設置する場合、施設の立ち上げ下げ時の操作の煩雑化、機器点数増加による維持管理費増加が見込まれます。操業計画の工夫により問題なく整備できること、同様のフローでの導入実績があることから、高圧蒸気だめは各炉ごと（2基（1基/炉））でなく、共通設備として1基とする提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
86	66	第2章	3	(4)	コ 高圧蒸気だめ (イ) 数量	「数量 2 基(1 基/炉)」となっていますが、2炉で1基の構成のものが多く、1基でも十分に運用が可能ですので、1基にて提案してよろしいでしょうか。	No. 85の回答を参照してください。
87	66	第2章	3	(4)	サ 低圧蒸気だめ (イ) 数量	各炉ごとに低圧蒸気だめを設置する場合、施設の立ち上げ下げ時の操作の煩雑化、機器点数増加による維持管理費増加が見込まれます。操業計画の工夫により問題なく整備できること、同様のフローでの導入実績があることから、低圧蒸気だめは各炉ごと（2基（1基/炉））でなく、共通設備として1基とする提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
88	71	第2章	3	(5)	ア 集じん装置 (オ) 特記事項 c	「複数室設け、ろ布破損等により 1 室を閉鎖しても定格運転が継続できるものとし、1 室を閉鎖した場合においても最大負荷時(最大ガス量時)において極力ろ過速度 1m/min を超えないようにする。」とありますが、懸念されているろ布の破孔リスクは極小さいもので、ろ布の定期的なサンプリング検査等により交換時期を想定し、未然に破孔トラブルを回避する運用が可能です。複数室構造とすることで、装置が大きく、複雑になりダンプなどの付属機器も多量に増え、さらに設置面積も大きくなります。それによりコストも増大します。単室構造にて認めて頂きたくご検討のほどよろしくお願いたします。	要求水準書のとおりとします。
89	71	第2章	3	(5)	ア 集じん装置 (オ) 特記事項 d	材質：耐硫酸露点腐食鋼以上と記載ありますが、事業者実績のライフサイクルコストを踏まえ、材質は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
90	71	第2章	3	(5)	ア 集じん装置 (オ) 特記事項 p	「p 各ホッパ部にブリッジ検出装置及びブリッジ解除装置を設け・・・。」と記載ありますが、仕様につきましては納入施設の運用実績に基づき、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
91	71	第2章	3	(5)	ア 集じん装置 (オ) 特記事項 q	「各室に差圧計等を設け、ろ布の破損等を速やかに検知し、警報を中央制御室に表示する」と記載ありますが、通常運転時には、各室の入口および出口が繋がっており、差圧は同じ値を示すため、本差圧計は合計で1つとさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
92	71	第2章	3	(5)	ア 集じん装置 (オ) 特記事項 s	薬剤貯留槽室内には、掃除装置配管や洗浄水栓を設けるとの記載ですが、薬剤は消石灰、活性炭であることを考えると掃除装置配管のみで対応可能であり、洗浄水栓は不要かと考えますが如何でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
93	71	第2章	3	(5)	ア 集じん装置 (オ) 特記事項 x	脱塩用の薬剤とダイオキシン除去用の薬剤のプロウ、輸送配管は、兼用としてよろしいでしょうか。	円滑な供給の前提であれば提案を可とします。
94	72	第2章	3	(5)	ウ 無触媒脱硝装置 (7) 形式	形式で「無触媒脱硝方式」と記載がありますが、他の方式で公害防止基準を遵守可能な場合、「無触媒脱硝方式」以外の方式を採用してもよろしいでしょうか。	排ガスの自主基準値を常時満足することを条件に他の方式の提案を可とします。
95	74	第2章	3	(7)	ア 押込送風機 (オ) 特記事項 f	専用室への設置のご指示がありますが、P154 6(1)ケ(キ)において「誘引送風機は、原則として専用室に収納する。その他の騒音発生機器は、防音対策、防振対策の観点から、極力専用室に収納する。ただし、労働環境への配慮と敷地境界での法令順守を条件に提案を可とする」とあることから、本機器の専用室への設置については事業者の判断によるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
96	74	第2章	3	(7)	ア 押込送風機 (ウ) 特記事項 f	専用室への設置の記載がありますが、p.154において「誘引送風機は、原則として専用室に収納する。その他の騒音発生機器は、防音対策、防振対策の観点から、極力専用室に収納する。ただし、労働環境への配慮と敷地境界での法令順守を条件に提案を可とする」とあることから、本機器の専用室への設置については事業者の判断によるものとの理解で宜しいでしょうか。	No.95の回答を参照してください。
97	75	第2章	3	(7)	イ 二次送風機 (ウ) 特記事項 f	専用室への設置のご指示がありますが、P154 6(1)ケ(キ)において「誘引送風機は、原則として専用室に収納する。その他の騒音発生機器は、防音対策、防振対策の観点から、極力専用室に収納する。ただし、労働環境への配慮と敷地境界での法令順守を条件に提案を可とする」とあることから、本機器の専用室への設置については事業者の判断によるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	76	第2章	3	(7)	カ 誘引送風機 (ウ) 特記事項 e	(ウ)特記事項eにて「原則として専用室に設置」とありますが、十分な騒音対策・防音対策・防振対策を行うことを前提に、専用室としないことを提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
99	76	第2章	3	(7)	カ 誘引送風機 (ウ) 特記事項 e	誘引送風機に関して「原則として専用室に設置し、騒音対策、振動対策を施す。」と記載されていますが、P25には「騒音が特に著しい機器類は別室へ設置するとともに、部屋は吸音工事を施す。」ことになっており、機器に騒音対策を施し、著しい騒音を出さないことにより専用室への設置は不要としてよろしいでしょうか。	No.98の回答を参照してください。
100	76	第2章	3	(7)	カ 誘引送風機 (ウ) 特記事項 f	「軸受は水冷式」とありますが、維持管理の容易性を考慮し、弊社にて採用実績が豊富にある「空冷式」での提案をさせて頂くことは可能でしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
101	76	第2章	3	(7)	キ 煙道 (ウ) 主要項目 b 材質	「ろ過式集じん器以降は、ダンパを含めSUS316Lまたは同等品とする」とありますが、腐食等性能に問題ないことを前提に、他材質を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
102	76	第2章	3	(7)	キ 煙道 (ウ) 主要項目 b 材質	煙道に関して「材質【一般構造用圧延鋼材】、厚さ【 】mm、ろ過式集じん器以降は、ダンパを含めSUS316L又は同等品とする。」とありますが、保温等の低温腐食対策を行うことで、SS材でも低温腐食は防止できます。本施設の条件にてSUS316Lは必要なく、また、弊社にてそのような仕様実績もないため、事業者提案として頂けないでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
103	77	第2章	3	(7)	ク 煙突 (ウ) 主要項目 c 内筒材質	煙突に関して「内筒材質 内筒 SUS316L」とありますが、SUS316Lは頂部等の腐食条件が厳しいところに使用される材質です。内筒部分は保温を行うことにより、低温腐食域には入らないため、SUS304等の材質で耐食性は問題がありません。そのためSUS304を採用することといたしご検討のほどよろしくお願いたします。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
104	77	第2章	3	(7)	ク 煙突 (ウ) 特記事項 f	「外筒内に内筒を周回する階段（らせん階段は不可）を煙突頂部まで設け、階段には高さが4m以内毎に踊り場を設置する。」とありますが、煙突頂部近傍歩廊までを階段とし、最上部歩廊から煙突屋根までは梯子としてもよろしいでしょうか。	最上部歩廊から煙突屋根までに限り、梯子を可とします。
105	77	第2章	3	(7)	ク 煙突 (ウ) 特記事項 f	外筒・内筒の点検が可能のように、外筒内に内筒を周回する階段（らせん階段は不可）を煙突頂部まで設け～との記載がありますが、メンテナンス性や安全性を考慮し、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	外筒・内筒ともに安全に目視点検が可能となる場合においては、提案を可とします。
106	77	第2章	3	(7)	ク 煙突 (ウ) 特記事項 f	外筒・内筒の点検が可能のように、外筒内に内筒を周回する階段（らせん階段は不可）を煙突頂部まで設け～との記載ですが、頂部は仕舞の関係で梯子となりますが宜しいでしょうか。	No.104の回答を参照してください。
107	79	第2章	3	(8)	ウ 主灰搬出装置 (ウ) 特記事項 d	「粉じんが外部に飛散しないように密閉化し、乗り継ぎ部には局所排気装置を設けること」とありますが、乗り継ぎ部を密閉し、粉じんの飛散を防止している場合は局所排気装置は設置不要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
108	85	第2章	3	(9)	給水設備 ア 共通事項 (キ)	「災害時における断水を考慮して2炉運転（基準ごみ質時）の常時7日分以上のプラント受水槽を設ける」とありますが、本施設のように井水利用の場合には、通常、非常時の貯留裕度は見込みません。プラント用水は井水利用であるため、受水槽容量は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
109	87	第2章	3	(10)	排水処理設備 ア 共通事項 (7)	「雨水排水は、場外への放流は行わず、構内雨水集排水設備を通じて、浸透管や浸透枡で全量浸透処理とする。必要に応じて調整池を設置し浸透処理する。」とあります。本設調整池を先行設置し、工事で使用することをお認めいただけないでしょうか。	提案を可としますが、適切な維持管理を行うとともに、竣工時に清掃してきれいな状態にしてください。
110	87	第2章	3	(10)	排水処理設備 ア 共通事項 (4)	「本件施設の生活排水は、必要な処理を行いプラント用水として再利用する。」と記載がありますが、生活系排水を合併処理浄化槽にて処理し、水質を雨水浸透処理可能な状態とすることを条件に、雨水排水を全量浸透処理する調整池に生活系排水も排水し、雨水と同様に全量浸透処理する方式を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
111	88	第2章	3	(10)	排水処理設備 ウ ポンプ類仕様 (排水系) (4) 数量	「数量【 】基(内、交互運転用 1 基)」とありますが、排水等の水中ポンプは寿命が短くなるのを避けるため、倉庫予備とする場合があります。排水等の水中ポンプは倉庫予備として、交互運転は適用しないこととさせていただきますでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
112	88	第2章	3	(10)	排水処理設備 ウ ポンプ類仕様 (排水系) (4) 特記事項 d	「故障時に自動切替可能なものとする」とありますが、当該ポンプに水中ポンプを採用する場合、交互運転用の1基も水没していると吸い込み口の詰まりや腐食等による短寿命化のリスクがございます。形式として合理性があり水中ポンプを採用する場合には、予備機を倉庫に保管し、故障時の交換作業を容易とするガイドレールの設置により水槽の水抜き無しで交換できることを条件として、予備機を倉庫に保管とする提案をさせていただきますでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
113	88	第2章	3	(10)	排水処理設備 エ 排水処理設備 (ユニット) (4) 主要機器 a 流量調整槽	「流量調整槽」とありますが、原水槽に流量調整の余裕を確保したうえで排水流量計を設けて移送量管理を行う方式をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
114	89	第2章	3	(11)	ア 雑用空気圧縮機	「自動アンローダ運転と現場手動ができるものとする。」とありますが、インバータ制御でも良いものとしてよろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
115	89	第2章	3	(11)	イ 環境集じん装置 (4) 特記事項 a	「集じんダストは飛灰貯留槽に搬送する」とありますが、実績が多数あり搬送・処理等に問題ないため、定量供給装置に搬送する提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
116	89	第2章	3	(11)	イ 環境集じん装置 (4) 特記事項 b	環境集じん装置に関して「集じん装置は複数室設ける。」とありますが、集じん装置のダスト払落し方法に逆圧払い落し式 (リバースタイプ)を採用する場合は複数室となりますが、パルス式の場合は標準的に単室構造となります。そのため、単室構造としてよろしいでしょうか。	パルス式の場合においては、単室構造を可とします。
117	90	第2章	3	(11)	ケ 説明用パンフレット	「部数 一般向け 稼働当初の発行部数は10,000部、2年目以降は毎年4,000部、小学生向け 稼働当初の発行部数は10,000部、2年目以降は毎年4,000部」とありますが、建設事業における必要納入部数をご教示ください。	稼働当初に必要となる各10,000部は設計・建設業務において納入し、2年目以降の各4,000部は運営業務にて納入するものとしてください。なお、工事説明用パンフレットについては、データで納品いただくことを想定しております。
118	91	第2章	3	(11)	サ 体験・体感型学習設備 (4) 特記事項 b	「本件施設の各種データ等」とは、現状で考えられているデータがありましたら、ご教示願います。	受注者と協議により決定します。
119	92	第2章	4	(2)	ア プラットホーム (4) 主要項目 a 幅員 (有効)	a 幅員 (有効) 【20】m以上 との記載がありますが、投入扉車止めから壁面までの長さが20m以上という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	102	第2章	4	(2)	チ 不燃ごみ投入コンベヤ	機器配置計画により、本コンベヤの配置が不要な場合は、本コンベヤを設けない計画としてよろしいでしょうか。	安全対策等運転上支障がないことを条件に提案を可とします。
121	103	第2章	4	(2)	ト 一般持込受入・選別設備 (7) 一般持込受入ヤード (土木・建築工事に含む。) e 特記事項 (d) i)	e 特記事項 (d) ; i) 「コンテナは (容量8m3) を基本とし…」とありますが、コンテナの容量については、一日の搬入量や搬出頻度を考慮して事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書及び要求水準書添付資料等より、搬入量及び搬出頻度を考慮し、運転上支障が無いことを条件に提案を可とします。
122	104	第2章	4	(3)	ア 大型可燃ごみ粗破砕機 (4) 主要項目 b 処理対象物最大寸法	処理最大寸法 (幅2,000mm×奥行2,000mm×高さ2,000mm) の大型可燃ごみを処理しますが、予め重機などにより小さく前処理して投入する提案を認めて頂けないでしょうか。	適切な前処理を行うことを前提に、要求水準書を上回る提案を可とします。
123	105	第2章	4	(3)	イ 不燃ごみ粗破砕機 (4) 主要項目 b 処理対象物最大寸法	処理最大寸法 (幅2,000mm×奥行2,000mm×高さ2,000mm) の大型不燃ごみを処理しますが、予め重機などにより小さく前処理して投入する提案を認めて頂けないでしょうか。	No. 122の回答を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
124	108	第2章	4	(4)	ウ 破碎不燃物搬送コンベヤ	機器配置計画により、本コンベヤの配置が不要な場合は、本コンベヤを設けない計画としてよろしいでしょうか。	運転上支障がないことを条件に提案を可とします。
125	109	第2	4	(4)	カ 破碎物選別機	破碎不燃物を破碎可燃物と同様に問題無く焼却処理が可能である場合は破碎物選別機を不要とし、破碎不燃物も焼却処理施設のごみピットに搬送する提案も認めて頂けないでしょうか。	No. 3の回答を参照してください。
126	111	第2章	4	(5)	ウ 破碎鉄貯留設備 (f) 破碎鉄バンカ e 特記事項 (c)	容量は搬出車2台分以上、かつ排出量の3日分以上と記載されていますが、排出量3日分が搬出車1台分に満たない場合、貯留容量は搬出車1台分とする提案を認めて頂けないでしょうか。 (貯留バンカ1基、搬出車1台分、3日分)	容量は搬出車1台分以上、かつ排出量の3日分以上とします。
127	112	第2章	4	(5)	エ 破碎アルミ貯留設備 (f) 破碎アルミバンカ e 特記事項 (c)	容量は搬出車2台分以上、かつ排出量の3日分以上と記載されていますが、排出量3日分が搬出車1台分に満たない場合、貯留容量は搬出車1台分とする提案を認めて頂けないでしょうか。 (貯留バンカ1基、搬出車1台分、3日分)	容量は搬出車1台分以上、かつ排出量の3日分以上とします。
128	112	第2章	4	(5)	エ 破碎アルミ貯留設備 (f) 破碎アルミバンカ e 特記事項 (c)	破碎アルミバンカについて、搬出車2台分の容量は43.2tとなり、これはアルミの搬出量からみて過剰な容量と思われます。 3日分以上の容量を十分満足することで、搬出車2台分の容量は不要とさせて頂けないでしょうか。	容量は搬出車1台分以上、かつ排出量の3日分以上とします。
129	112	第2	4	(5)	オ 破碎不燃物貯留設備	破碎不燃物を破碎可燃物と同様に問題無く焼却処理が可能である場合は破碎不燃物貯留設備を不要とし、破碎不燃物も焼却処理施設のごみピットに搬送する提案もお認め頂けないでしょうか。	No. 3の回答を参照してください。
130	113	第2章	4	(5)	オ 破碎不適物貯留設備 (f) 破碎不燃物バンカ e 特記事項 (c)	容量は搬出車2台分以上を基本とし、搬出頻度や搬出計画から適切な量を設定と記載されていますが、適切に運用可能な場合は、貯留量を搬出車1台分とする提案を認めて頂けないでしょうか。	容量は搬出車1台分以上、かつ排出量の3日分以上とします。
131	114	第2章	4	(5)	ク 一時保管用ストックヤード (g) 特記事項 b	解体作業に必要な面積や作業人員を計画するため、スプリング入りマットレスの年間及び月毎の発生量(枚数)を御教示頂けないでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
132	114	第2章	4	(5)	ク 一時保管用ストックヤード (g) 特記事項 d 表2-29 一時保管用ストックヤード貯留量	紙類 貯留容量(スペース) 20㎡又はコンテナ1台分(22t脱着コンテナ)と記載されていますが、P19「表2-17鉄、アルミ等の搬出物の搬出形態」には、紙類搬出形態 2 tパッカーと記載されています。一時保管用ストックヤード配置計画においては、紙類の搬出は2tパッカー車へ手作業にて積込計画としてよろしいでしょうか。	貯留容量は要求水準書のとおりとします。 紙類の搬出はお見込みのとおりです。
133	114	第2章	4	(5)	ク 一時保管用ストックヤード (g) 特記事項 d 表2-29 一時保管用ストックヤード貯留量	アルミニウム製品の搬出車への積込は、22t脱着コンテナの車両をヤード内に停車し、フォークリフトなどにより車両へ積込計画としてよろしいでしょうか。	アルミニウム製品の搬出車への積み込みについては、売却先業者の業務範囲となります。
134	114	第2章	4	(6)	ア 雑用空気圧縮機	雑用空気圧縮機は焼却処理設備の雑用空気圧縮機と兼用でも宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
135	117	第2章	5	(1)	ア 電気設備の基本方針 (h)	『低圧配電設備は原則としてロードセンター方式とし、』とありますが、大型・不燃ごみ処理施設では、ロードセンターで負荷を分配する程、負荷容量、負荷数が無く、ロードセンターを採用した実績はございません。つきましては、大型・不燃ごみ処理施設については、配電設備は実績があり、初期費用、維持管理費用も考慮した変圧器盤にブレーカを設置した主幹盤としてもよろしいでしょうか。	大型・不燃ごみ処理施設については、ブレーカを設置した主幹盤を可とします。
136	117	第2章	5	(1)	ア 電気設備の基本方針 (h)	『制御はコントロールセンターによる』とありますが、大型・不燃ごみ処理施設では、24時間停止不可能な施設ではなく、コントロールセンターとするメリットが実績からも特にありません。また、初期費用、維持管理費用、更新時の費用が大幅に上がります。つきましては、大型・不燃ごみ処理施設については、コントロールセンターでは無く、自立閉鎖型電磁集合盤としてもよろしいでしょうか。	ごみ処理に支障が無いようメンテナンスを行えることを条件に提案を可とします。
137	120	第2章	5	(1)	オ 高圧配電設備 (f) 高圧配電盤 d 盤構成 (f) 進相コンデンサ主幹盤	進相コンデンサについて、コンデンサ主幹盤を設置しなくてもメンテナンス上問題ないと考えますので、高圧母線に進相コンデンサ盤を直接接続する構成をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、設計協議において検討し判断します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
138	120	第2章	5	(1)	オ 高圧配電設備 (ウ) 高圧配電盤 e 特記事項 (d)	常用-非常用母線連絡遮断器盤について、機能上問題なければ設置有無を事業者提案とすることをお認めいただけませんか。	要求水準書のとおりとしますが、設計協議において検討し判断します。
139	121	第2章	5	(1)	オ 高圧配電設備 (ウ) 進相コンデンサ盤 e 特記事項 (b)	『大容量機器には個別に進相コンデンサを設ける』とありますが、実績から大容量機器を短い間隔でON、OFFする可能性があり、大容量機器のON、OFFとほぼ同期してコンデンサも短い間隔でON、OFFするためコンデンサの寿命に影響する可能性があります。つきましては、個別ではなく、一括でのコンデンサの設置をお認めいただけませんか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
140	121	第2章	5	(1)	オ 高圧配電設備 (ハ) 変圧器盤 d 盤(負荷)構成	盤構成について、プラント動力用変圧器、プラント共通動力用変圧器とありますが、事業者にて最適な変圧器構成を提案することをお認めいただけませんか。	要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。
141	121	第2	5	(1)	カ 低圧配電設備	『低圧動力主幹盤(プラント・建築)、照明主幹盤』とありますが、大型・不燃ごみ処理施設での納入実績では『(カ)変圧器盤』の変圧器をこれらの各主幹盤へ収納し、変圧器盤を各主幹盤に集約した構成が殆どです。つきましては、大型・不燃ごみ処理施設については、電気室のコンパクト化、初期費用、維持管理費用も考慮し、『(カ)変圧器盤』の変圧器をこれらの各主幹盤へ収納し、変圧器盤を各主幹盤へ集約した構成としてもよろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
142	122	第2章	5	(1)	カ 低圧配電設備 (7) 低圧動力主幹盤 d 主要機器 (e) 非常用切替器(常用-発電)	主要機器に「非常用切替器(常用-発電)」とありますが、非常用発電機が低圧の場合に本切替器を設置するという理解でよろしいでしょうか。	「非常用発電機が低圧の場合」に限定するものではありません。
143	122	第2章	5	(1)	カ 低圧配電設備 (イ) 照明主幹盤 d 主要機器 (e) 非常用切替器(常用-発電)	主要機器に「非常用切替器(常用-発電)」とありますが、非常用発電機が低圧の場合に本切替器を設置するという理解でよろしいでしょうか。	「非常用発電機が低圧の場合」に限定するものではありません。
144	122	第2章	5	(1)	カ 低圧配電設備 (イ) 照明主幹盤 d 主要機器 (e) 非常用切替器(常用-発電)	低圧動力主幹盤(プラント・建築)及び照明主幹盤において、非常用切替器(常用-発電)とありますが、低圧動力主幹盤(プラント・建築)及び照明主幹盤に切替器を設けず、常用と非常用(保安用)の電源を各々別の主幹盤から供給してもよろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
145	122	第2章	5	(1)	キ 動力設備	「制御はコントロールセンター方式を基本とする」とありますが、大型・不燃ごみ処理施設は24時間停止不可能な施設ではなく、コントロールセンターとするメリットが実績からも特にありません。また、初期費用、維持管理費用、更新時の費用が大幅に上がります。つきましては、大型・不燃ごみ処理施設については、コントロールセンターではなく、自立閉鎖型電磁集合盤としてもよろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
146	123	第2章	5	(1)	キ 動力設備 (7) 高圧制御盤(必要に応じて設置) e 特記事項 (b)	e 特記事項(b)瞬停時には、インバータの継続運転が対応可能な機能(瞬停再始動等)を有するとありますが、大型・不燃ごみ処理施設においては、瞬停時の継続運転が必要な機器はありませんので瞬停対応機能は有さないものとしてよろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
147	123	第2章	5	(1)	キ 動力設備 (イ) インバータ制御盤	「インバータ制御盤」とありますが、自立閉鎖型電磁集合盤をお認めいただける場合は、インバータを個別に収納する制御盤ではなく、インバータを電磁開閉器負荷と集約した制御盤としてもよろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
148	125	第2章	5	(1)	ク 蒸気タービン発電設備 (イ) タービン発電機制御盤 d	発電機監視盤はDCSオペレータコンソール方式も可としていただけませんか。	要求水準書のとおりとしますが、設計協議において検討し判断します。
149	125	第2	5	(1)	ケ 非常用電源設備 (7) 非常用発電機	「全停電時にプラントを安全に停止するための必要な機器には、破砕機より以降のコンベヤ(ごみピット、不燃物貯留設備まで搬送する搬送設備)を含むものとする」とありますが、これらの搬送設備については安全に停止するものとして計画し、必ずしも全停電時に稼働させる必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
150	126	第2章	5	(1)	ケ 非常用電源設備 (7) 非常用発電機 c 発電機制御装置 (d) 特記事項 ii)	「周波数調整、回転数の調整は、現場及び中央制御室とする。」とありますが、非常用発電機の调速装置により自動制御を行い中央からの周波数・回転数調整機能が必要な場合は、中央制御室での操作は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	126	第2章	5	(1)	ケ 非常用電源設備 (7) 非常用発電機 d 発電機遮断器盤、励磁装置盤 (c) 主要機器 v) 自動力率調整装置	非常用発電機に自動力率調整装置機能が必要な場合は、自動力率調整装置は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
152	129	第2章	5	(1)	ス 電力監視設備	大型・不燃ごみ処理施設におけるオペレータコンソールでは、監視操作のみで重要な制御は行っておりません。つきましては、大型・不燃ごみ処理施設における電力監視設備については、プラント監視操作用オペレータコンソールへ集約してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、設計協議において検討し判断します。
153	129	第2章	5	(2)	ア 基本方針 (i)	「…危険分散のためDCSとし…」とありますが、大型・不燃ごみ処理施設においては、P20表2-19に「オペレータコンソールにてのPLCを基本としたシステム」と記載されている通りPLCにて進めさせて頂く認識でよろしいでしょうか。	大型・不燃ごみ処理施設はPLCで結構です。
154	131	第2章	5	(2)	ウ 計装機器 (e) ITV装置 a カメラ設置場所 表2-30	カメラ設置場所リストの備考欄に屋外カメラで「ワイパ・照明」の記載がありますが、雪・凍結等で使用できなくなるなど予想されるため、ヒータなど別の方法で代替してもよろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
155	132	第2章	5	(2)	ウ 計装機器 (e) ITV装置 a カメラ設置場所 表2-30	ボイラドラム液面計は「水冷or空冷」とありますが、設置環境的に問題なければ、防じん型のケースを採用することをお認めいただけないでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
156	132	第2章	5	(2)	ウ 計装機器 (e) ITV装置 a カメラ設置場所 表2-31	表2-31 カメラ設置場所リストの備考欄に「回転雲台付」と記載がありますが、回転速度が速いドーム型カメラでの提案をお認め頂けないでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
157	133	第2章	5	(2)	ウ 計装機器 (e) ITV装置 a カメラ設置場所 表2-32	「ワイパ、回転雲台付」の記載がありますが、設置環境に配慮した上で、親水コーティングを施したドームカバーによりワイパが無くても同等機能をもつドーム型カメラでの提案をお認め頂けないでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
158	135	第2章	5	(2)	オ データ処理装置 (7) データログ	大型・不燃ごみ処理施設において、中央操作室のコンパクト化、初期費用、維持管理費用、操作性を考慮し、データログをエ 中央制御装置 (イ) オペレータコンソールへ統合してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、設計協議において検討し判断します。
159	136	第2章	5	(2)	キ 計装用空気圧縮機	圧縮空気の供給方法として、雑用空気圧縮機と計装用空気圧縮機を兼用させる機器構成での提案をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
160	138	第2章	6	(1)	ア 計画概要 (i) 工事に係る環境保全対策 d	「工事車両の走行ルートについては生活環境影響調査書を参考に設定する」とあり、貴組合ホームページに”概要版”が公表されていますが、本編の公表もお願いいたします。	【追加資料2】生活環境影響調査書でご確認ください。
161	139	第2章	6	(1)	ア 計画概要 (e) 測量及び地質調査 b	「地質は、組合が提示するもので不十分と判断する場合は、建設事業者において調査を行う。」とありますが、万一、支持層の不陸等があった場合は、必要な工事費及び工期についてご協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	発生する事象により、協議を行います。
162	141	第2章	6	(2)	イ 本件施設の外観等 (7)	色彩についてはアースカラーを基調とする。また、施設全体のイメージアップを図る観点から色彩の専門家による検討を実施することとありますが、専門家の定義は、色彩検定やカラーコーディネーター等の有資格者との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
163	144	第2章	6	(2)	ウ 工場棟平面計画 表2-37 各施設の建築物に係る諸元（焼却処理施設） 表2-38 各施設の建築物に係る諸元（大型・不燃ごみ処理施設） 表2-39 各施設の建築物に係る諸元（管理棟） 表2-40 各施設の建築物に係る諸元（計量棟他）	配置する各室は、「表2-37各施設の建築物に係る諸元（焼却処理施設）」、「表2-38各施設の建築物に係る諸元（大型・不燃ごみ処理施設）」「表2-39各施設の建築物に係る諸元（管理棟）」「表2-40各施設の建築物に係る諸元（計量棟他）」を基本とする。なお、運営事業者に係る各室は提案を可とする。また、各室の備品については、運営事業者が管理事務、運転管理等に必要な備品類は運営事業者が調達し、その他については本件施設の建設工事に含むものとする。について「建設工事に含む備品については、発注者様が使用するものとし「表2-37」、「表2-38」「表2-39」「表2-40」表中に記載のものと理解でよろしいでしょうか。	備品は「表2-37」、「表2-38」「表2-39」「表2-40」を基本としますが、詳細は受注者と協議により決定します。
164	146	第2章	6	(2)	表2-39 各施設の建築物に係る諸元（管理棟）	組合用書庫、機械室、収納庫：書類、図書類の保管、パソコン、サーバー、備品等の物置に関しては「書類、図書類の保管、パソコン、サーバー、備品等」はパソコンやサーバーは貴組合で用意しそれらを置くための「室」を設けるとの理解で良いでしょうか。	パソコンやサーバーは組合が用意するが、それ以外の備品等は全て設計・建設業務において準備するものとし、詳細は受注者と協議により決定します。なお、運営事業者が使用する建物内の備品、什器及び物品は、全て運営事業者の所掌とします。
165	147	第2章	6	(2)	ウ 工場棟の平面計画 表2-40	駐車場にて「電気自動車充電用駐車場は提案可とする」とあります。充電料金は、無料にてご利用いただくことを前提と考えてよろしいでしょうか。また、売電量の提案については、充電用駐車場での消費電力は加味しないものと考えてよろしいでしょうか。	充電料金は無料を前提とします。売電量の考え方はお見込みのとおりです。
166	147	第2章	6	(2)	エ 管理棟計画 (7)	「見学者への受付・来客対応が可能なスペースを1階に設け、できるだけ管理棟入口に近い場所に設置する」とありますが、受付用端末もしくは受付ロボットを設置して、モニターとカメラを通しての対応を提案してよろしいでしょうか。	見学受付・施設案内対応等、必要な事務に対して対応可能な場合に限り、提案を可とします。
167	150	第2章	6	(2)	ク 仕上げ計画 (4) 内部仕上 表2-41 建築仕上げ表	各室の壁や天井等に吸音材貼の記載がございますが、吸音材の要否・設置範囲は、敷地境界騒音規制値、室内作業環境、居室への伝播防止等の性能を考慮の上、事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	建築仕上げ表を基本としますが、詳細は受注者と協議により決定します。
168	153	第2章	6	(2)	ケ 工場棟及びその他各棟の主な専用室の概要 (9) 炉室 b	動線上主要な階段を炉室両側に設けるとの記載ですが、炉室の構造上、中央に階段を設けた方がメンテナンス動線として有効です。また、基本的にマシンハッチは中央に配置され、中央階段の方がアクセスが容易となることから、階段位置につきましては事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可とします。
169	154	第2章	6	(2)	ケ 工場棟及びその他各棟の主な専用室の概要 (9) 炉室 d	点検歩廊を支持する鉄骨部材の継手部分では、グレーチング等の鋼製床面に段差等が生じないように、鉄骨梁の上フランジ面にはスプライスプレートは使用せず、溶接接合とすることの記載ですが、スプライスプレートの使用不可は歩廊部分の接合部材で構造主梁は除くとの解釈で宜しいでしょうか。	点検歩廊及び機側床面の鋼製床材に干渉する箇所では、スプライスプレートの使用は不可と考えてください。
170	154	第2章	6	(2)	ケ 工場棟及びその他各棟の主な専用室の概要 (9) 炉室 d	鉄骨梁の上フランジ面にはスプライスプレートは使用せず、溶接接合とすることの記載がある項目は「(2)建築工事」の項目ですが、炉架構も該当するという解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、点検歩廊を伴う炉架構などが該当します。
171	159	第2章	6	(4)	エ 消火設備工事	消防法規に基づくものとし、実際の施工に際しては、所轄の消防署等関係機関と協議の上計画するとの記載ですが、現時点での消防署等関係機関と協議を実施しても問題ないでしょうか。	不可とします。
172	160	第2章	6	(5)	ウ その他工事 (4)(9)(5)(7)(7)	電話設備工事および拡声放送設備工事、インターホン設備、時計設備、インターネット設備（LAN 設備）及びサーバー設備等は、全てIP化（ネットワーク化）し、拡張性と利便性を向上させる提案をしてもよろしいでしょうか。	拡張性と利便性を向上させる提案については、可とします。
173	164	第3章	1	(2)	コ 組合への報告・協力	組合の清掃事業全体に配慮の上、組合の要請に協力するものとするがありますが、具体的に想定されていることがあれば、御教示をお願い致します。	現時点では想定する内容はあります。
174	164	第3章	1	(2)	サ 周辺施設整備等への協力	事業計画地内及び周辺で組合等が行う事業等に対し、組合の要請に協力するものとするがありますが、具体的に想定されていることがあれば、御教示をお願い致します。	現時点では想定する内容はあります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
175	165	第3章	1	(2)	ス マニュアル及び計画書等の作成 (ウ) 業務報告書	運営事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書を作成し、運営事業者の事業所内に作成後契約期間にわたって保管しなければならない。運営事業者は、組合の要請があるときはそれらの日誌、点検記録、報告書等を組合に提出するものとする。とあります。保管並びに提出は電子データでの保管、提出と考えてよろしいでしょうか。	電子データと紙ベースの保管、提出と考えてください。
176	166	第3章	1	(5)	ア 運営期間終了時の機能検査	運営期間終了時の機能検査の実施があるが、精密機能検査と同じと考えてよろしいでしょうか。	左記の内容からは、最終の精密機能検査をどのような時期に実施するのか不明のため、兼用すること不可として、提案してください。
177	167	第3章	1	(5)	ア 運営期間終了時の機能検査 (ウ)	「20年目までの補修費の年平均程度の水準の補修で、21年日以降においても安定的な稼働が継続できること」との記載がありますが、竣工当初は補修費用が少ないことから平均値が比較対象とするには低すぎる可能性がございます。ついては「11年目から20年目までの年平均程度の水準の補修で」と読み替えて、計画することをお認め頂けないでしょうか。また、大規模な修繕については本事業とは別に交付金制度を利用した基幹的設備改良工事等の実施を想定されており、様式第14号1-4別紙1,2に記載する維持管理計画にはその内容は含まずに作成するものと理解してよろしいでしょうか。	別紙1は、本事業にて必要な維持補修費を見込むこととしてください。別紙2は、事業期間終了後、施設の基本性能を維持しながら運転を行うために必要な維持補修費としてください。
178	167	第3章	1	(5)	イ 運営期間終了後の運営方法の検討 (ウ)	「運営期間終了時には、本件施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡す」とありますが、規定数量の定義をご教示願います。	詳細は受注者と協議により決定しますが、基本的には満量にて引き渡すものとします。
179	169	第3章	2	(4)	施設警備・防犯 (エ)	夜間、休日の来訪者について、貴組合が想定されている具体的な来訪内容をご教示いただけますようお願いいたします。	現時点で具体的に想定する内容はありません。
180	171	第3章	3	(1)	運転管理体制	運転管理業務の実施にあたり、地元企業の活用の観点から、構成員が受託した業務の一部を地元企業に再委託することはお認めいただけると理解してよろしいでしょうか。	施設の運転管理業務については、再委託は認めません。
181	171	第3章	3	(2)	運転条件 (ウ)	「災害廃棄物を処理する場合、日曜日であっても搬入を行うことがある」との記述について、運営事業に係る人員計画の最適化のため、過去の事例がございましたら搬入頻度をご教示ください。	現施設において、過去に災害廃棄物の搬入実績はありますが、日曜日に搬入した実績はありません。
182	171	第3章	3	(2)	運転条件 (ウ)	災害廃棄物を処理する場合等については、日曜日であっても、-(中略)-協力するものとする。と記載があります。追加で発生する経費については、内容によっては別途清算していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	発生した事象により、組合との協議のうえ決定します。
183	171	第3章	3	(3)	ア 受付管理 (イ)	「運営事業者は、上記車両に対して、必要に応じ計量棟にて受付・計量事務を行うものとする。」とあります。受付・計量事務時に、重量以外の搬入者情報として記録すべき項目は、搬入者住所区域、搬入ゴミ種程度と考えてよろしいでしょうか。一般持込車両および計画収集車両について、取得すべき搬入者情報の想定がありましたらご教示ください。	一般持込車両については、搬入者居住市町村と搬入ゴミ種程度の記録が必要となり、計画収集車両については、事前登録となります。
184	171	第3章	3	(3)	ウ 料金徴収 (ウ)	「運営事業者は徴収した料金を組合へ引き渡すものとする。引渡し方法の詳細は組合と運営事業者で協議する。」とあります。銀行振込や現金手渡し等の貴組合が想定されている引渡し方法がございましたらご教示ください。また、銀行振込の場合、振込頻度は1週間に1回程度と考えてよろしいでしょうか。	徴収した料金の引渡しは銀行振込によって行い、振込頻度は毎日となります。
185	172	第3章	3	(3)	ウ 料金徴収 (ウ)	キャッシュレス決済手数料は事業者負担と記載があります。キャッシュレス決済システムを利用する上でのシステム利用料は事業者にて負担いたします。但し、その場合においても、貴組合に納入される金額については、徴収料金からカード会社及びカードサービス代行会社の決済手数料2~3%を差し引いた金額となりますが、許容いただくことは可能でしょうか。許容いただけない場合、事業者負担になると考えますが、その場合の負担額を算出するために、年間の徴収金額の想定値、もしくは過去3年間分程度の実績値をご教示いただけますよう、お願いいたします。	手数料については、要求水準書のとおりとします。 過去3年間の実績（家庭系ごみ） 令和元年度 77,743,380円 令和2年度 81,173,300円 令和3年度 82,249,400円

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
186	172	第3章	3	(3)	ウ 料金徴収 (ウ)	計量業務においてキャッシュレスが求められていますが、手数料が事業者負担となっています。キャッシュレスも、クレジットカード・電子マネー・交通系のデポジットなど様々で、会社によっても手数料が異なり、手数料と本体価格の仕分けが非常に困難であり、かつ事業者で予測できないので、貴組合の範囲としていただきますようお願いいたします。	手数料については、要求水準書のとおりとします。
187	172	第3章	3	(4)	搬入物の性状分析等 (イ)	「分析項目、方法については、「昭和52年11月4日環整第95号」（元素組成を含む。）に示される項目、方法を満たすものとする。それに該当しないものについては、分析項目、方法について組合との協議にて決定する。」とありますが、貴組合が想定されている具体的な分析項目、方法をご教示いただきますようお願いいたします。	焼却対象ごみにおけるごみ質分析における元素組成、大型・不燃ごみ処理施設における種類組成等を想定していますが、詳細は受注者と協議により決定します。
188	172	第3章	3	(4)	搬入物の性状分析等 (ウ)	搬入物の性状分析の頻度については、「年4回実施する」とあります。ごみのバイオマス比率算出のため、月1回の性状分析が必要と考えますが、その分析費用は事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	172	第3章	3	(5)	搬入管理 (オ)(ウ)	展開検査に係る人員の負荷を適切に計画するため、展開検査の頻度、台数について貴組合の想定または現施設の実績をご教示願います。	検査台数については組合では想定しておりません。現施設においては、120台/年程度の検査を実施しております。
190	172	第3章	3	(5)	搬入管理 (ウ)	貴組合が不定期に実施する展開検査について、想定している回数があればご教示願います。	No. 189を参照してください。
191	173	第3章	3	(9)	処理不適用物の保管	処理できない廃棄物は貴組合が指示する状態で一時的に保管することとありますが、運用状況や保管量の点から搬出が必要となった場合、事業者から申し出を行うことで、引取りを手配いただけると考えてよろしいでしょうか。	具体的な運用等については受注者と協議により決定します。
192	177	第3章	4	(6)	補修に関する考え方 (ウ)	想定外の経年劣化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事については協議する。とあります。協議内容は費用負担も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
193	177	第3章	4	(6)	補修に関する考え方 (エ)	生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については組合と協議する。とあります。協議内容は費用負担も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
194	179	第3章	4	(9)	イ 外構、植栽等の保守管理	多目的広場について、「保守管理を次に示す通り行うものとし、詳細は維持管理計画に定めるものとする」とあります。多目的広場の利用者の受付等は事業者所掌で実施するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
195	179	第3章	4	(9)	イ 外構、植栽等の保守管理 (エ) 以下の項目を中心にセルフモニタリング d	マーキングとは道路に引いた白線、停止線をさしているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
196	180	第3章	4	(13)	長寿命化総合計画	長寿命化総合計画を本件施設の竣工までに作成するとあるが、事業開始前の長寿命化計画は事業計画と一般的には同一となりますが、よろしいでしょうか。	提案内容を踏まえ、受注者と協議により決定します。
197	181	第3章	5	(2)	環境保全計画	騒音、振動、悪臭などの測定点はP36の表 2-2 2 焼却処理施設の引渡性能試験方法と同じと考えてよいでしょうか。また測定回数は1回/年でよろしいでしょうか。	前半はお見込みのとおりです。後半は、法令等遵守した上でご提案ください。
198	181	第3章	5	(4)	作業環境管理計画	運営業務期間中の排ガス、騒音、振動、悪臭、作業環境等の測定項目、測定場所、測定回数等の条件提示がありませんが、事業者の提案によるものとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
199	186	第3章	8	(3)	自主防災組織の整備	緊急時に配置予定職員の人数を考慮した上で職員が3日間施設内で待機可能な防災用品を準備することとありますが、貴組合職員数として何人分を想定すればよろしいでしょうか。	組合職員数は、10名程度を想定しています。
200	添付資料1				配置平面図（配置例）	敷地の北側に位置する道道北四線と敷地境界の間、及び東側市道中島・西10号線と敷地境界の間には帯広市所有地と道所有地があると推察されますが、敷地境界に接する道所有地の高さ変更などの工事は予定されておりますでしょうか。工事が予定されている場合、造成計画及び外構計画への影響が考えられますので、敷地境界部分の高さを現況高さに合わせるものかどうか、工事概要をご教示願います。	実施設計時までには、各道路管理者と組合が協議を行うこととなります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
201	添付資料6				単線結線図（標準案）	プラント保安動力、建築保安動力、建築保安照明、建築一般動力、建築一般照明用の変圧器（66kV/400,200,100V）について、焼却処理施設と大型・不燃ごみ処理施設の各々に記載がありますが、これらの変圧器について両施設で兼用する計画としても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、設計協議において検討し判断します。
202	添付資料8				車両条件一覧	ダンプ車（車載トン数11.7）で搬入されるのは大型ごみのみで、不燃ごみの搬入については塵芥車で行われるものと考えて宜しいでしょうか。	添付資料8については、現施設にごみを搬入している車両寸法を示したものであり、ごみの種別毎の車両を指定しているものではございません。
203	添付資料8				車両条件一覧	一般持込受入ヤードの渋滞対策を検討するため、令和元年度、令和2年度の繁忙期および平均的な搬入台数の日について、車両区分ごと、1時間ごとの搬入台数をご教示いただけないでしょうか。具体的には、繁忙期として、令和元年4月13日および令和3年3月27日、平均的な搬入台数の日として、令和元年10月31日および令和2年8月3日の1時間ごとの搬入台数をご教示いただきますよう、お願いいたします。	【追加資料3】時間ごとの搬入台数で提示します。
204	添付資料11				ごみ搬入分類	事業系自己搬入（一廃）としてペットボトル、飲料水の缶、飲料水の瓶がありますが、これらについては容器包装リサイクル法という再商品化義務の対象外であるとの認識で不燃ごみとして処理する考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
205	その他				リスク分担表	入札説明書や各契約書（案）にリスク分担表が含まれておりませんが、「十勝圏複合事務組合 中間処理施設整備・運営事業 実施方針（令和4年12月）」内でお示しいただいたリスク分担が効力を有すると理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表の内容が基本となりますが、入札公告以降に公表した入札説明書等（その後の質問回答等を含む。）の内容が優先されるものとします。

3 落札者決定基準に対する質問

質問がありません。

5 基本協定書(案)に対する質問

質問がありません。

6 基本契約書(案) に対する質問

質問がありません。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	(4)	不可抗力の定義	不可抗力には、新型コロナウイルスに類する疫病も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス等の感染症そのものが、不可抗力と考えることは困難であることから、国及び北海道の通知等に基づく対応を基本として協議します。
2	1	1	2	(4)	「不可効力」	「不可抗力」として、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響や、ウクライナなどの戦争による物品調達で、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含むと考えて宜しいでしょうか。	本事業における物品調達に支障が出た場合に関しては、建設事業者と都度協議を行います。これらの影響を極力最小限に抑える取り組みを行うようにしてください。新型コロナウイルスに関しては、質問No. 1の回答も参照ください。
3	7	10	1	(1)	現場代理人	共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事着手時（準備工事を含む）からで宜しいでしょうか。また、監理技術者の常駐も同様の期間として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	12	20	1		工事の中止	「その他の自然的又は人為的な事象的な事象であって受注者の責めに帰すことができないもの」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響やウクライナなどの戦争による物品調達も含まれると考えて宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
5	13	25			賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	令和4年12月27日環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課から各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）宛に発出されました、「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」の中で、「積算に用いる資材単価については、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること」とございますので、請負金額変更の際の基準日につきましても、契約締結日ではなく、入札提出書類の受付日（2023年7月）としていただけますようご配慮いただけないでしょうか。	本事業においては、契約締結日とします。

8 運營業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	14	45	3		本施設の改良保全	改良保全及び新技術の導入による運営費の削減は企業努力によるものであるため、減額の割合についてもご協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	費用負担方法等を含め、協議を行います。
2	15	47	2		本事業終了時の明け渡し条件	運営期間満了日前に、本施設の機能確認及び性能確認を実施するとあるが、3項の第三者機関による機能検査と同じでしょうか。	第2項と第3項は、別になります。
3	15	47	3		本事業終了時の明け渡し条件	運営期間満了に先立って、受託者の責任及び費用負担により第三者機関による機能検査を、発注者の立会いの下に実施しなければならない。とありますが、事業期間中の最終の精密機能検査を機能検査とすることでよろしいでしょうか。	左記の内容からは、最終の精密機能検査をどのような時期に実施するのか不明のため、兼用すること不可として、提案してください。
4	11	36	1		ごみ質	第1項に「処理対象物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受託者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運營業務委託料（変動費の処理単価の見直しを含む。）の変更、その他費用の負担を請求することはできない。」とあり、第4項に「本施設に搬入された処理対象物の性状が計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。」とあります。しかしながら、ごみ質は気象条件や季節変動によって左右されるため、第1項、第4項に限らず、第5項の記載の通り協議して定めることでよろしいでしょうか。	基本的には運營業務委託契約書（案）のとおりとしますが、協議を行うことは可とします。
5	21	64	1		第三者への賠償	「第67条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。」とありますが、第65条でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
6	21	66	1		協議会の設置	「詳細については、別途作成する設置要領にて定める。」とありますが、設置要領は、発注者が起案するとの認識でよろしいでしょうか。	落札者決定後、運営事業者と協議を行います。
7	29	別紙6	1		不可抗力の場合の費用分担 (第43条)	「運營業務委託料を20で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受託者の負担とする。」とありますが、公共工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改正で「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」中の2次災害（不可抗力）による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1/100の受注者負担を求めないこととするとあります。従いまして、別紙6にもこの条項を盛り込むことは可能でしょうか。	運營業務委託契約書（案）のとおりとします。
8	29	別紙6	3		不可抗力の場合の費用分担 (第43条)	「第58条に記載される保険」とありますが、第65条でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
9	1	第1条他	4	(3)	総則「不可抗力」	「不可抗力」として、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響やウクライナなどの戦争による物品調達で、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含むと考えて宜しいでしょうか。	新型コロナウイルス等の感染症そのものが、不可抗力と考えることは困難であることから、国及び北海道の通知等に基づく対応を基本として協議します。なお、本事業における物品調達に支障が出た場合に関しては、運営事業者と都度協議を行います。これらの影響を極力最小限に抑える取り組みを行うようにしてください。
10	18	53	1		(発注者による一部解除権)	発注者は、必要と認めるときは、90日前までに (中略) 本運營業務委託契約の一部を解除することができる。とあります。契約の一部解除を行うことに対して、受託者へ事前協議をお願い致します。	協議は行います。